

子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用） 新旧対照表

以下の目的のため、子育てエコホーム支援事業補助金の共同事業実施規約（新築用）を2024年3月22日付で改定します。

- ・補助金還元方法についての双方の合意を確認
- ・本規約の解除の明確化
- ・補助金を交付できない場合の取り扱いの明確化

改定内容は以下の通りです。

(赤字部分が改定箇所)

改定後（2024年3月22日付）	現行
<p style="text-align: center;"><u>子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）</u></p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>第4条（本補助金の支払と還元）</u></p> <p>本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の（イ）又は（ロ）のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。</p> <p>（イ）令和6年度末日</p> <p>（ロ）甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日</p> <p>2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。</p> <p>① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法</p> <p>② 現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り。）</p> <p>3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。</p> <p>4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）</u></p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>第4条（本補助金の支払と還元）</u></p> <p>本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の（イ）又は（ロ）のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。</p> <p>（イ）令和6年度末日</p> <p>（ロ）甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日</p> <p>2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。</p> <p>① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法</p> <p>② 現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第5条 (本規約の解除)

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合

② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合

③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合

2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。

3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

(略)

第7条 (補助金の返還等)

(略)

令和 6 年 1 月 17 日制定  
令和 6 年 3 月 22 日改定<sup>※1</sup>

※1：令和 6 年 4 月 22 日以前に契約する補助事業は、令和 6 年 1 月 17 日制定の書式でも交付申請が可能です。

令和 6 年 4 月 23 日以降に契約する補助事業は、令和 6 年 3 月 22 日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

(略)

締 結 日： 令和 年 月 日			
【甲】 建築事業者又は販売事業者 <sup>※2</sup>		【乙】 建築主又は購入者	
住 所	〒	補助金 還元方法 <sup>※3</sup>	<input type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払) に充当する方法 <input type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法
事業者名		住 所	〒
代表者氏名 <sup>※4</sup>		氏 名 <sup>※4</sup>	(フリガナ) 印
		【丙①】 <sup>※5※6</sup> *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (住宅の完成後に同居します)
		氏 名	(フリガナ)
		【丙②】 <sup>※5※6</sup> *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (住宅の完成後に同居します)
		氏 名	(フリガナ)

(新設)

第5条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

(略)

第6条 (補助金の返還等)

(略)

令和 6 年 1 月 17 日制定

(略)

締 結 日： 令和 年 月 日			
【甲】 建築事業者又は販売事業者 <sup>※1</sup>		【乙】 建築主又は購入者	
住 所	〒	住 所	〒
事業者名		氏 名 <sup>※2</sup>	(フリガナ) 印
代表者氏名 <sup>※2</sup>		社印	
		【丙①】 <sup>※3※4</sup> *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (住宅の完成後に同居します)
		氏 名	(フリガナ)
		【丙②】 <sup>※3※4</sup> *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (住宅の完成後に同居します)
		氏 名	

※2：請負契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。

（必ずしも代表取締役である必要はありません。）

※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。

※4：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）

※5：（若者夫婦世帯として申請する場合）

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※6：（子育て世帯として申請する場合）

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

※1：請負契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。

（必ずしも代表取締役である必要はありません。）

※2：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）

※3：（若者夫婦世帯として申請する場合）

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※4：（子育て世帯として申請する場合）

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。